

関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設

保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第21091610号
令和3年9月16日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2021年7月1日付け関原発第219号をもって、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された大飯発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、法第43条の3の24第2項第1号に定める発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかを判断するため、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112715号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）に適合するものであるかどうかを確認した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. クリアランス制度適用のための変更

1号炉及び2号炉の解体した燃料取替用水タンクに対して、クリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するため、以下の条文を追加又は変更する。

（追加）

- ・第2編第170条の3（放射能濃度の確認対象物の管理）

(変更)

・第2編第208条(記録)

Ⅲ. 審査の内容

1. 法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないことを確認した。

- ① 放射能濃度確認対象物の管理に係る措置が、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること
- ② 放射能濃度確認対象物に係る記録項目等が、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けた原子炉施設の安全設計に関する説明書の記録及び報告の内容と整合していること

2. 法第43条の3の24第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないことを確認した。

なお、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第92条第3項各号を表している。

(1) 第10号関係(線量、線量当量、汚染の除去等)

第10号について、保安規定審査基準は、法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること等を求めている。

規制庁は、放射能濃度確認対象物の管理に係る措置について、以下に掲げる事項を確認したことから第10号に関する保安規定審査基準を満足していることを確認した。

- ① 運搬の際の措置、保管状況の確認、異物の混入を防止する措置及び追加的な汚染を防止する措置を定めるとともに、法第61条の2第2項の規定に基づき認可(「関西電力株式会社大飯発電所1号炉及び2号炉において用いた資材に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可」(原規規発第2106166号))を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行うこと
- ② 当該測定及び評価の結果、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則に定める放射能濃度の基準を満たす場合の保管に係る措置及び当

該基準を満たさない場合の除染等の措置を定めていること

(2) 第16号及び17号関係（発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告）

第16号及び17号について、保安規定審査基準は、発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること、その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていること、実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関することが定められていること等を求めている。

規制庁は、申請者が、実用炉規則第67条第1項の規定に基づく記録事項、記録すべき場合、保存期間を定めており、記録を適正に作成し、管理することを確認できたことから、第16号及び第17号に関する保安規定審査基準を満足していることを確認した。